

会計年度任用職員募集

事務員など次のとおり会計年度任用職員を募集します。

職種区分	勤務先	勤務内容	募集人員	免許・資格の有無等	勤務時間	勤務日	給料
パート一般事務（障がい者）	A 町長部局又は行政委員会など	事務補助など ※ 配属先によっては現場業務も含む。	若干名	【欄外※1参照】	8時30分～17時15分のうち6時間（9時～16時など）	月曜日～金曜日	152,526円/月～
保育教諭【欄外※2参照】	B 保育所 松前ひまわり 黒田 小富士 白鶴	町立保育所での保育教諭業務	5名程度	・保育士資格及び幼稚園教諭免許	7時～19時のうち7時間45分（早出・遅出勤務あり）	月曜日～土曜日 （勤務表の割り振りによる週38時間45分勤務）	249,522円/月～
パート保育教諭【欄外※2参照】	C 保育所 松前ひまわり 黒田 小富士 白鶴	町立保育所での保育教諭業務の補助 など	3名程度		7時～19時のうち6時間 ※早出・遅出勤務可能な方	月曜日～金曜日	193,177円/月～
パート保育士（遅出）	D 保育所 松前ひまわり 黒田 小富士 白鶴	町立保育所での保育補助 など	若干名	・保育士資格 ・幼稚園教諭免許	<遅出勤務>※土曜除く 松前ひまわり・白鶴 15時～19時のうち3時間 黒田・小富士 14時15分～18時15分のうち3時間 （※上記を基本とした、勤務表の割り振りによる週20時間未満勤務）	月曜日～金曜日	1,532円/時～
社会福祉士	E 子育て支援課 子ども家庭センター	こども家庭センターでの相談業務など	1名	・社会福祉士	8時30分～17時15分	月曜日～金曜日	241,849円/月

※1 パート一般事務（障がい者）について

(1) 応募資格について

以下①～④のいずれかに該当する者（申込日及び受験日に有効であることが必要です）

- ①身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②都道府県知事又は指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者（判定書が必要）
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) その他留意事項

- ・面接時に配慮を希望する方は、履歴書に必要な配慮事項を記載してください。
- ・履歴書に、所持している手帳等の障がい種別・等級・障がい名・有効期限（期限がある場合）を記載してください。
- ・面接日に手帳等の原本の提示、採用された場合は手帳等の写しの提供を求めます。

※2 保育教諭・パート保育教諭について

保育教諭としての採用ですので、将来的には初任地以外の町立保育所や認定こども園へ異動となる場合があります。

共通事項

年齢要件など	18歳以上60歳位までで地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
勤務条件など	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等による。 次年度昇給あり。※任用月数による制限あり。 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険又は災害補償 職員用（通勤用）の自動車の駐車場はありません。※自己手配（空き状況により、あつせん可能） 期末手当（年間2,525月分：R7実績）、勤勉手当（年間2,125月分：R7実績）の支給あり。※期間率適用あり。 年次有給休暇（最長20日）あり。繰越しあり。 免許・資格が必要な職種は、令和8年8月1日までに取得見込みを含む。教諭免許は、更新期間に注意。 ※ 給与改定により給料（報酬）、期末手当及び勤勉手当の支給月数等が増減する可能性があります。
任用期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日までの期間
申込期間	令和8年7月13日（月）までの間の8時30分～17時15分（年末年始、土・日曜日、祝日を除く）
任用決定	書類・面接による選考
面接予定日	7月21日（火） （※予定。日時は7月中旬頃に郵便で通知します。申込者数により面接日を変更することがあります。）
面接場所	松前町役場庁舎
申込方法等	履歴書（写真貼付の市販のもので可）の左上枠外に「職種区分（アルファベット）」を明記の上、免許・資格証の写し又は免許・資格取得見込証明書添えて、総務課職員係へ郵送（7月13日執務時間中必着）してください。（持参可） ※携帯電話番号など昼間の連絡先を明記してください。 なお、提出いただいた履歴書等は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
申込先	〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町役場総務課職員係 ☎985-4113
採用予定者	この試験の合格者は、松前町会計年度任用職員（保育教諭・パート保育教諭・パート保育士・社会福祉士）採用候補者名簿、（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は令和8年8月1日以後、欠員が生じた場合に原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。候補者名簿の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までです。

※現在調整中のところがありますので、任用が中止になる、又は追加募集する場合があります。